生ごみ処理機等購入費助成のご案内

生ごみ処理機等（ディスポーザ型のものを除く）を
購入した方に対して、費用の一部を助成します。

1.対象要件

①市内に住所を有すること
②世帯員に市税の滞納がないこと

2.補助対象経費

令和８年度中に購入した生ごみ処理機等

① 電動式生ごみ処理機（ディスポーザ型のものを除く）
　ア　乾燥させ減量化を行う機器
　イ　微生物により堆肥化及び減量化を行う機器
② 生ごみ処理容器
　ア　底部が開放された構造で庭、畑に設置するもの
　イ　密閉式の構造で、微生物を投入して使用するもの
　　（土を必要としないもの）

3.補助金の額

補助対象経費の1/2以内（上限２万円）

4.必要書類

①申請書　②領収書　③振込先が分かる書類（通帳など）
④カタログ、取扱説明書などメーカー、品番、機能が分かる書類
⑤市税の完納証明書　⑥住民票　⑦はんこ
※所定の同意書があれば⑤⑥は不要です。詳しくはくらし環境課へお問い合わせください。

・生ごみ処理機（乾燥化タイプ）のごみの重さの変化

乾燥前（約107ｇ）　　乾燥後（約49ｇ）

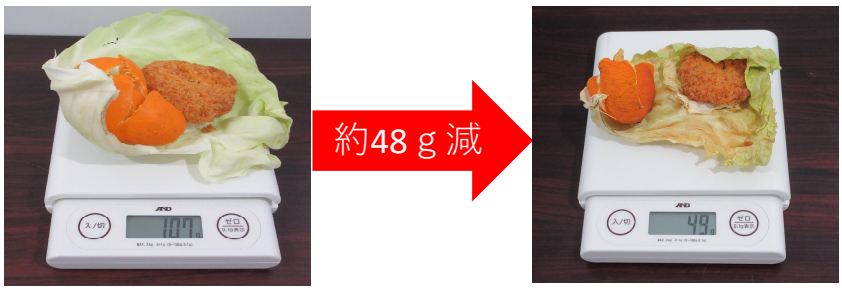

十和田市くらし環境課
環境衛生係
TEL：0176-51-6726